



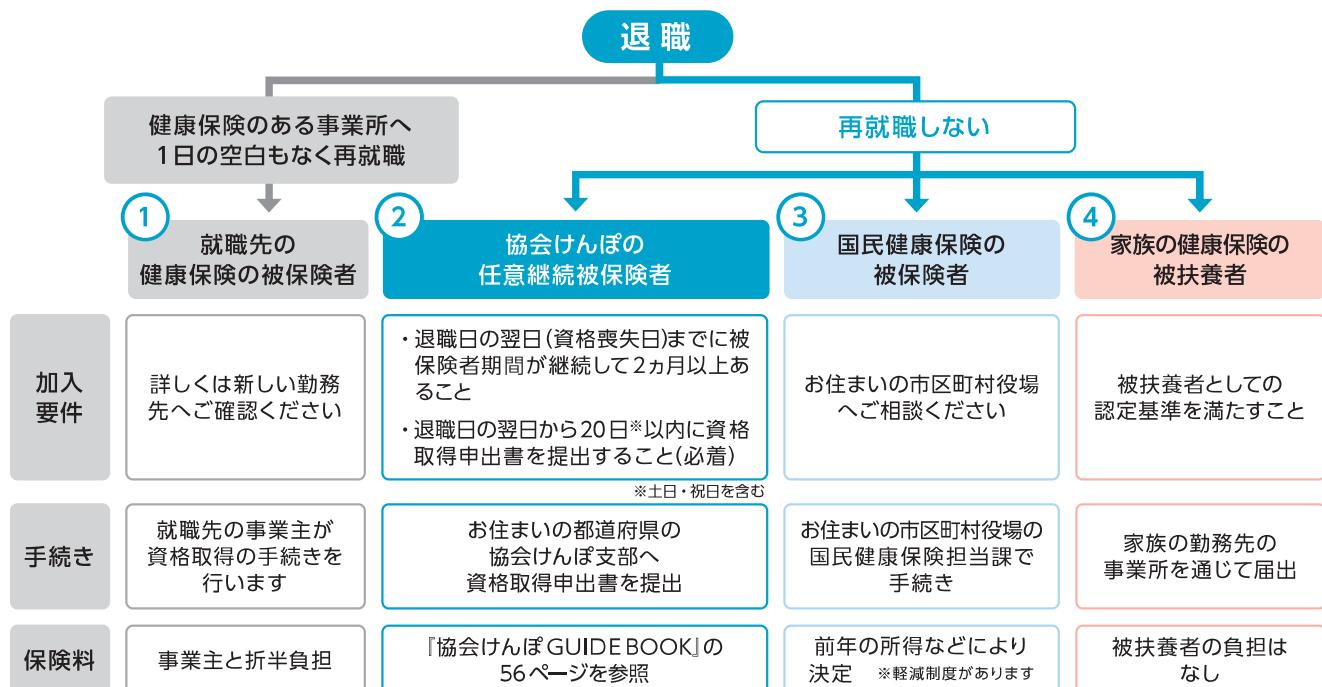
# 任意継続資格取得申出書

『協会けんぽGUIDE BOOK』55ページ参照

退職などで健康保険の資格がなくなった後も、要件を満たしていれば、申請することで引き続き健康保険に加入することができます。

## 退職後の健康保険への加入

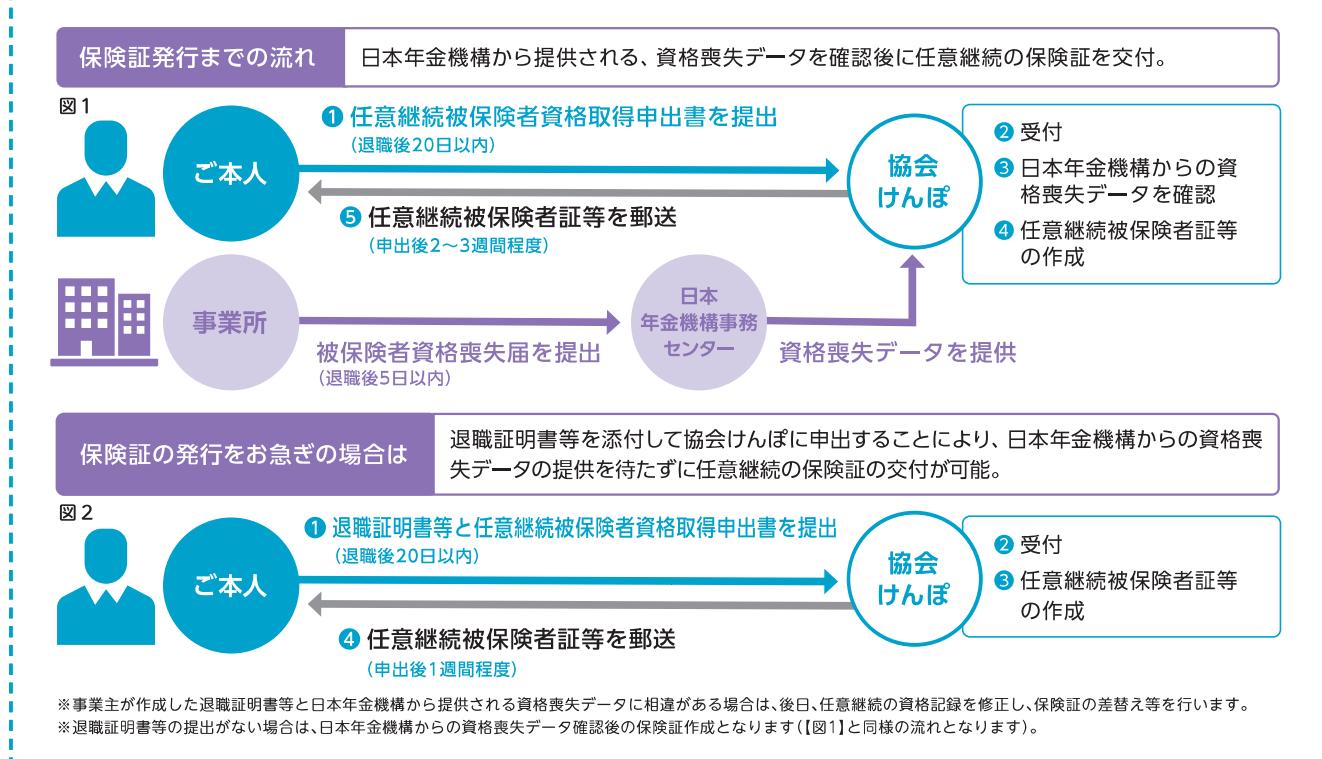
退職後はご自身の状況に応じて、下記の選択肢のいずれかの健康保険に加入手続きをする必要があります。



### 「特例対象被保険者」に対して国民健康保険料を軽減する制度があります

倒産・解雇などにより失業された方(特定受給資格者および特定理由離職者)には国民健康保険料の軽減制度があります。任意継続の保険料より安くなるケースがありますので、お住まいの市区町村役場へご確認ください。

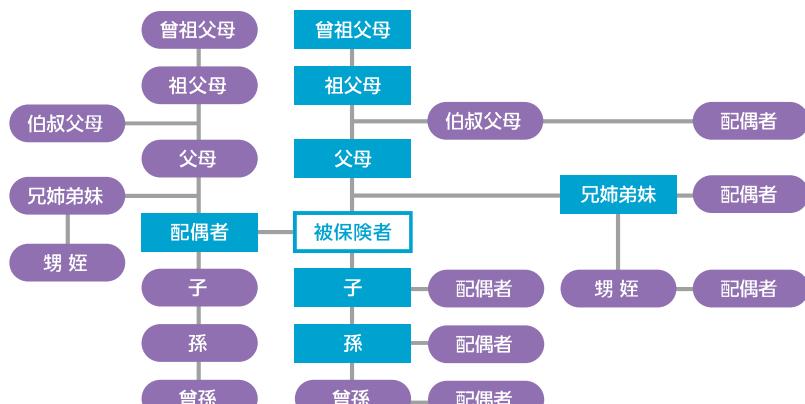
### 任意継続の申請から保険証発行までの流れ



記載例

勤務していた事業所より証明欄を記入していただければ、資格喪失処理を待たずに保険証が発行できます。

保険証の記号・番号が不明の場合のみ、被保険者のマイナンバーをご記入ください。なお、マイナンバーをご記入いただいた場合は、番号を確認する書類と身元を確認する書類の添付が必要です。これらの書類が添付されていない場合は、申請書をお返しすることとなりますのでご注意ください。



- 被保険者と同居していないてもよい人
- 被保険者と同居していることが要件の人

\*60歳以上または障害厚生年金受給者等の場合は180万円未満

 チェックリスト

## ●申請期限

退職日の翌日(資格喪失日)から20日以内。郵送の場合は、20日以内に支部必着。

※やむを得ない正当な理由(天災地変、交通・通信関係のストライキ等)があると認められるときは、提出期限を過ぎても受理される場合があります。

## ●提出先

お住まいの都道府県の協会けんぽ支部

## ●添付書類チェックリスト

- 保険料の口座振替を希望される方 → 口座振替依頼書(任意)
- 退職日の確認ができる書類(退職証明書の写し、資格喪失届の写し、もしくは資格取得申出書の資格喪失証明欄に記載)

## ●被扶養者となる方がいる場合に必要な添付書類

扶養家族となる場合 在職時より引き続き	同居・別居	年齢	学生	添付書類の種類				新たに扶養家族となる場合	同居・別居	年齢	学生	添付書類の種類			
				収入	仕送り	統柄	同居					収入	仕送り	統柄	同居
扶養家族となる場合 在職時より引き続き	同居	16歳未満						新たに扶養家族となる場合	同居	16歳未満			✓	✓	
		16歳以上	学生	✓						16歳以上	学生	✓	✓	✓	
			学生以外	✓							学生以外	✓	✓	✓	✓
扶養家族となる場合 在職時より引き続き	別居	16歳未満						新たに扶養家族となる場合	別居	16歳未満			✓		
		16歳以上	学生	✓						16歳以上	学生	✓	✓		
			学生以外	✓	✓						学生以外	✓	✓	✓	

※被保険者と扶養認定を受ける者が同居している場合に限り、住民票(世帯全員の統柄が省略されていないもの)を統柄および同居を確認できる書類として兼用可能。具体的な添付書類(の例)については、以下の表をご確認ください。

必要添付書類の例	収入	無収入の方	●市区町村が発行する直近の課税(非課税)証明等 ※収入が0円であっても、0円である証明が必要です。
		パート・アルバイト収入のある方	次のいずれか ●市区町村が発行する直近の課税(非課税)証明等 ●直近3ヵ月分の給与明細書(コピー) [60歳未満 … 月額: 108,334円未満] [60歳以上 … 月額: 150,000円未満]
		会社を退職された方	次のいずれか ●離職票(コピー) ●勤務先の発行した退職証明(コピー) ●雇用保険受給資格者証(コピー) [60歳未満 … 日額: 3,612円未満] [60歳以上 … 日額: 5,000円未満]
		自営業や農業従事者、不動産収入のある方	●直近の確定申告書(コピー) ※税務署の受付印または電子申請の受付の表示のあるもの。
		年金収入のある方	●直近の年金額改定通知書(コピー) または ●直近の年金額振込通知書(コピー)
	仕送り	別居している場合	次のいずれか ●銀行振込の控え ●現金書留の控え ●預金通帳(コピー)等 ※年間収入を上回る仕送りが確認できること ※振込者と受取者の名前・金額が確認できること
		同居	●住民票(提出日から90日以内に発行されたもの)(世帯全員の統柄が省略されていないもの)
	統柄	身分関係の確認	次のいずれか ●戸籍謄(抄)本 ●住民票(同居の場合) (提出日から90日以内に発行されたもの)(世帯全員の統柄が省略されていないもの)
		内縁関係の配偶者	●夫婦両方の戸籍謄(抄)本および住民票〔妻(未届)や夫(未届)等の統柄記載があるもの〕 (提出日から90日以内に発行されたもの)(世帯全員の統柄が省略されていないもの)
	海外在住	被扶養者が海外在住の方	国内在住で扶養認定を受ける場合の添付書類に追加して、以下の書類もご用意ください ●海外特例要件に該当することを証明する書類 【海外留学をしている学生の場合】査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書の写し 【ボランティア活動その他の就労目的以外で海外渡航している方の場合】査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し等